



Global Tax Update

オランダ

デロイト トーマツ税理士法人

2015年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 2015年予算案発表

2015年9月15日、来年度予算案が発表された。本予算案には2016年税制改正案詳細が含まれている。

2016年税制改正案には日系多国籍企業のオランダ子会社に影響のある、オランダ税法に関する重要な改正案が含まれている。本改正の実施には上下院の承認が必要であり、その内容は審議の過程で修正される可能性がある。2016年税制改正案のほとんどは2016年1月1日からの適用が提案されている。

法人税率:2016年税制改正案に法人税率改正は含まれていない。したがって法人税標準税率は25%に据え置かれる。

(1) 外国納税者制度および資本参加免税制度の改正

先般、EU理事会(EU Council)は親子会社指令(Parent-Subsidiary Directive)の中に正式に濫用防止規定を導入した。これに伴いEU加盟国は2015年12月31日までに当該規定を国内法制に導入しなければならない。親子会社指令改正のオランダ国内法への反映内容は次のとおりである。

- 外国納税者制度およびオランダ協同組合(cooperative)に関する配当源泉税法規定の

改正。オランダ企業の直接株主である外国法人がオランダ外国納税者制度の対象とならない、また、オランダ協同組合が配当利益に係る源泉徴収義務を課されないためには原則、十分な実体を有していることが要件となる

- ハイブリッドローンミスマッチ撲滅のための資本参加免税制度の改正。現地で損金算入された子会社からの配当についてオランダ親会社が配当免税の取扱いを受ける場合、ミスマッチが起こっているとみなされる。改正案では、源泉地国で損金算入された配当をオランダ資本参加免税制度の対象から除外することが提案されている

(2) 国別報告書(Country by Country Report)

- 1) 国別報告書(Country-by-Country Report)

国別報告書提出義務が課されるのは、国別報告書適用事業年度の前年度のグループ連結売上が750百万ユーロ以上の多国籍企業グループ(税務上のオランダ居住法人である究極の親会社(以下「親会社」)およびそのグループ会社)である。適用初年度は2016年であるため、上記売上基準は2015年1月1日から2015年12月31日(暦年)または2015年4月1日から2016年3月31日(事業年度開始日が4月1日で終了日が3月31日の場合)の期間の売上に適用される。

国別報告書は親会社の事業年度末から12カ月以内にオランダ税務当局に提出しなければならないため、上記の場合でいうと、暦年の場合は2017年12月31日、4月1日開始3月31日終了の事業年度の場合は2018年3月31日までに提出しなければならない。

国別報告書は多国籍企業が事業を行い、オランダが情報交換協定を締結している国々と自動的に交換される。ただし、以下のいずれかの場合、親会社の事業年度末から12カ月以内にオランダ税務当局に国別報告書を提出する義務は、親会社からオランダのグループ法人に移管される。

- 親会社がその居住国において国別報告書を提出する義務を負わない
- 国別報告書に関する親会社の居住国とオランダとの間の自動情報交換協定が親会社の事業年度末から12カ月以内に締結されていない
- 親会社がその居住国において当該規定を遵守していないことが、調査官からオランダのグループ会社に通知された(つまり、自動情報交換協定が締結されているにもかかわらず、相手国が交換を行わない)

多国籍企業グループにオランダ居住法人が複数含まれ、上記条件が一つ以上該当する場合、当該グループはオランダ居住法人の中から国別報告書を提出する法人を1社指定することができる。

他には「代理親会社(surrogate parent entity)」規定がある。これは、代理親会社に指定された会社が親会社に代わり、その居住国において国別報告書を提出するというものである。代理親会社が指定され、上記3つの条件が代理親会社に当てはまらない場合、国別報告書提出義務はオランダグループ会社には移管されない。

2) マスターファイルおよびローカルファイル

多国籍企業グループ内の税務上のオランダ居住法人は原則、マスターファイルおよびローカルファイルを整備保存しなければならない。これらのファイルはオランダ語または英語で作成することができる。税務申告年度の前年度の連結グループ売上が50百万ユーロ以上の多国籍企業グループに属するオランダグループ会社は当該2つのファイルを作成し、保管しなければならない。

上記の売上基準は2015年1月1日から2015年12月31日(暦年)または2015年4月1日から2016年3月31日(事業年度開始日が4月1日で終了日が3月31日の場合)の期間の売上に適用される。

これらのファイルは法人税申告書提出期間内に提出されなければならない。上記の場合でいうと、申告書提出期限が最大限延長された(5カ月の申告期間プラス11カ月の延長期間)と仮定すると、2018年4月30日(2016年12月31日で終了する事業年度の場合)および2018年7月31日(2017年3月31日で終了する事業年度の場合)までに提出しなければならない。

マスターファイルおよびローカルファイルは納税者の租税管理の一部を成す。したがって、要請があった場合はオランダ税務当局に提出しなければならない。

3) 罰則規定

改正法案は国別報告書提出義務違反を刑法違反とし、8,100ユーロの罰金を課すまたは6カ月間、関係者の身柄を確保する可能性があるとして規定している。意図的な違反の場合は、罰金に加え、刑法第23条第4項に基づき関係者に4年の禁固刑が課される場合もある。ただし、オランダ税務当局に税務上の不利益がない場合は罰金しか課されない。

本規定に関するコメントリーには、刑事罰は通常、最も深刻な事案にしか適用されないと書かれている。

国別報告書提出義務違反について提案されている罰則はマスターファイルおよびローカルファイルには適用されない。これらのファイルは納税者の租税管理の一部とみなされるため、提出されなかった場合には現行の罰則(立証責任の転換および罰金等)が課される。

2. CJEU判決:オランダ配当源泉税に関する訴訟

今般、欧州司法裁判所(Court of Justice of European Union:以下「CJEU」)は、原則、非居住者に課される源泉税は居住者である納税者に課される所得税を超過することはできないという判決を下した。

(1) オランダ配当源泉税訴訟における CJEU 判決

2015年9月17日、CJEUは、オランダの配当源泉税規定に関する合同訴訟(3件の訴訟をまとめたもの)について、「非居住者に課される源泉税は原則、居住者に課される個人所得税を超過することはできない」という判決を下した。非居住者に課される源泉税が居住者に課される個人所得税を超過している場合、租税条約に基づき居住国で税額控除を受けても控除しきれなかった源泉税額を負担するのは源泉地国となる。CJEUの判決は2015年6月25日に出された Jääskinen 法務官の意見にほぼ沿った内容となっている。

EU加盟国が別の加盟国に居住する株主に課す配当源泉税のEU法に基づく取扱い、具体的には、配当源泉税が「EUの機能に関する条約(Treaty on the Functioning of the European Union)」に定める「事業設立の自由(freedom of establishment)」規定および「資本の自由な移動(freedom movement of capital provisions)」規定に違反するのではないかという問題はここ数年継続的に議論されていた。CJEUはこれまで、外国株主に、それと同様の状況にある国内株主より重い税負担を課すことはできないという見解を示しており、合同訴訟における今回の判決はクロスボーダー取引と国内取引の適切な比較に焦点を当てたものといえる。

(2) 背景および事実関係

オランダ居住法人が個人および法人の株主に配当を支払う場合、15%の配当源泉税が課税される。配当が非居住者株主に支払われる場合は15%の税額が最終確定税額となるが、居住者に支払われる場合、株主は当該源泉税を所得税額または法人税額から控除することができるため、当該15%の源泉税は相殺され、追加の税負担は生じない。国内株主への支払に係る取扱いの方が国外株主への支払よりも有利になってしまうこのオランダ税務上の取扱いについて、オランダ最高裁判所は、EU法を侵害しているか否かの予備判決を得るため、2013年、CJEUにこれら3つの事案を付託していた。

(3) CJEUの判決

CJEUは、クロスボーダーの支払に課税される15%の配当源泉税額は、国内支払に係る配当源泉税と所得税・法人税とを合算した税額と比較されるべきであるという見解を示し、当該比較は国内納税者に支払われる配当およびその非課税措置を考慮に入れて毎年行われるべきであるとした。そしてこの場合、関連する国内法の取扱いを考慮すると、国内支払における租税負担と一律15%の配当源泉税を課されるクロスボーダーの支払に係る租税負担に相違が生じ、オランダ法はEU法を侵害していると判断した。

(4) 租税条約の位置付け

ただし、CJEUは租税条約の位置付けについても言及し、租税条約に基づき二重課税を排除することができるため、クロスボーダー取引とオランダ国内取引との間の異なる取扱いが許容される可能性があると示唆した。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche
アムステルダム事務所

マネジャー 藤尾 和樹

KaFujio@deloitte.nl

河端 美沙紀

MiKawabata@deloitte.nl

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。